

第 60 回三田祭販売行為に関する誓約書

第 60 回三田祭実行委員会 一般企画局

- ・本誓約書は販売行為を行うすべての団体に提出していただいております。本誓約書を提出していただけない場合は、三田祭に出展することができなくなりますのでご注意ください。
- ・過去に金融機関以外での両替行為を行った事例があり、苦情が届いております。金融機関以外での両替行為は営業妨害で通報される可能性があります。絶対に行わないでください。近隣住民・店舗の方にご迷惑をかけないため、内容をよく読んだ上で団体名・代表者名のご記入及び捺印をお願いします。

私たち _____ (団体正式名称、以下、甲)は、第 60 回三田祭実行委員会(以下、乙)に下記の事項を遵守することを誓います。

第 60 回三田祭における両替行為について、以下の金額を用意します。

三田祭本祭初日	100 円玉の棒金 2 本(10,000 円相当)
三田祭本祭 2 日目	100 円玉の棒金 3 本(15,000 円相当)
三田祭本祭 3 日目	100 円玉の棒金 4 本(20,000 円相当)
三田祭本祭最終日	100 円玉の棒金 2 本(10,000 円相当)
	計 100 円玉の棒金 11 本(55,000 円相当)

- ・金融機関以外の場所では、両替行為を絶対に行いません。
- ・三田祭実行委員会が指定した金額以上の棒金の状態の硬貨(上記参照)を金融機関で用意します。また、三田祭より前に金融機関で両替を行ったかどうかの確認を乙から受けます。
- ・両替した金銭についてしっかりと管理を行います。
- ・三田祭本祭期間中も乙が指定した日程ごとの棒金を用意し、その確認を受けます。
- ・三田祭本祭期間中に用意した金銭が足りなくなった場合は乙に両替申請をします。
- ・上記事項について団体構成員全員及び関係者全員に周知します。

上記事項に違反したと乙が判断した場合は、出展停止処分を基本とする措置を行うものとします。また、三田祭期間中金銭管理のトラブルが発生した際、乙は一切の責任を負わないものとします。

2018 年 月 日 団体代表者： _____ ㊟